

議案第 7 4 号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年板橋区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

1 5 令和 4 年 3 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 4 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 3 0」とあるのは「1 0 0 分の 2 0」とする。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年板橋区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

14 令和4年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「100分の30」とあるのは「100分の20」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区長、副区長及び区議会議員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。